

飲食店等の皆様へ

「まん延防止等重点措置」に伴う要請にご協力ください

政府により、本県全域に「まん延防止等重点措置」が適用され、**営業時間短縮及び酒類提供の禁止などの要請**が発出されました。

その中で、**営業時間短縮にご協力いただいた事業者には協力金を支給**します。申請手続きについては、燕市のホームページ等で改めてお知らせいたします。なお、対象店舗には見回りを実施し、協力状況の確認を行います。新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく感染を防止するための協力要請であり、応じていただけなかった場合は、命令、罰則(過料)といった手続きを講ずる場合があります。

要請の概要

対象区域 新潟県全域

要請期間 令和4年**1月21日(金)**0時から令和4年**2月13日(日)**24時まで(全24日間)
※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月24日(月)までに協力を開始

対象店舗 **食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗**
(結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む)

《対象外店舗の具体例》

宅配・テイクアウト専門店、コンビニ等のイートインスペース、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設

要請内容

1 時短要請等【法31条の6第1項に基づく要請】

- ①酒類の提供を行わないこと(酒類を利用者が持ち込む場合も含む)
- ②営業時間を5時から20時までとすること

「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、以下の内容で営業することも可能
③営業時間を5時から21時までとし、酒類の提供は20時までに限ること
(酒類を利用者が持ち込む場合も含む)

2 人数の制限【法24条第9項に基づく要請】

同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること

※感染が急速に拡大していることから、ワクチン・検査パッケージ制度等の適用は行わない

期間中の営業時間と酒類提供について

通常の営業時間によって**a**もしくは**b**の対応をお願いします。
(協力金の支給対象となるのはどちらかに該当する必要があります。)

①通常営業が20時を超えて21時までの場合

②通常21時を超えた営業時間の場合

- ・認証店(申請中含む)ではない方
- ・認証店(申請中含む)の方

②の認証店の方のみ選択可能

a

- ▶ 営業時間…20時までの時短営業
- ▶ 酒類提供…終日酒類提供禁止
(酒類を利用者が持ち込む場合も含む)

b

- ▶ 営業時間…21時までの時短営業
- ▶ 酒類提供…酒類提供は20時まで
(酒類を利用者が持ち込む場合も含む)

※なお、通常20時を超えない営業時間の場合も酒類提供の禁止要請が出ています。
認証店は提供可能です。(ただし、いずれも協力金の支給は対象外です。)

＜認証店の考え方＞

【認証店(申請中を含む)】

認証申請日

1/●

通常営業

20時まで(酒類提供禁止)又は21時まで(酒類提供20時まで)の時短営業

●/●

【これから認証申請される方】

1/●

通常営業

認証申請日

1/●

通常営業

20時まで(酒類提供禁止)の時短営業

21時まで(酒類提供20時まで)の時短営業

●/●

全期間、対象店舗で全面的にご協力いただいた場合、協力金の支給申請が可能です。協力金については、裏面をご覧ください。

協力金の支給要件について

虚偽申請・不正受給は犯罪です。

虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、適正な申請をお願いします。

1. 要請対象となる施設を営む法人又は個人事業主で、令和4年1月20日以前から営業し、申請時点において営業を継続していること。
2. 要請期間の**全ての日(※)**において**経営する全ての対象施設**が、表面にある県の要請1及び2に全面的に協力すること。協力金の支給を受ける際は表面の営業形態**a**もしくは**b**のどちらかで営業していることが必要になります。**a**で営業する場合は、認証店であっても酒類提供は禁止となります。
※ 準備等、やむを得ない事情がある場合は、**1月24日(月)0時まで**に協力を開始すること。
その場合の支給日数に準備期間は含まれません。
3. 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること。
4. 営業時間短縮又は休業について店頭ポスター、チラシ、HPなどで周知すること

支給金額の算定

表にある営業内容 **a** の場合

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～7万5000円以下	7万5000円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		
大企業(売上高減少額による方法)				

表にある営業内容 **b** の場合 ※認証飲食店のみ選択可

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業(売上高減少額による方法)				

申請に際しての注意点

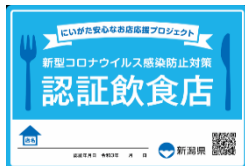
- 通常、5時から20時までの範囲内で営業している店舗は協力金の支給対象外です。
- 通常、酒類の提供を行ってなくても、それ以外の要請内容を満たしている場合は対象となりえます。
- 協力金申請時に時短営業を周知していたことが分かる内観及び外観の写影が必要ですので、**営業形態に関わらず、必ずチラシの掲示等**してください。見回り時、協力しているかの判断基準の一つにもなります。
- 要請の概要にある③の内容で営業する場合、**認証店や申請中であることがわかる貼紙の掲示も必要です。**
- チラシの掲示状況の他に、「屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施が分かる店舗の外観・内観の写影」等も必要になります。

具体的な申請方法や様式については準備中です。後日、改めてお知らせします。

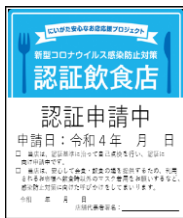
各貼紙のサンプル



時短営業周知チラシ



認証飲食店貼紙



認証飲食店申請中貼紙

お問い合わせ先

【**燕市 産業振興部 商工振興課**】

TEL : 0256-77-8231

メール :

shoko@city.tsubame.lg.jp

認証飲食店については新潟県のホームページをご覧ください。